

エンゼルパートナー制度のご案内

川崎市在住のひとり親家庭の親またはひとり親を経た寡婦の方が一時的に家事や子育てにお困りの時に日常生活を支援する事業です。

子育て支援

生活援助

こんな時に利用できます

【自立支援に必要な事由】技能習得、就職活動、修学等の自立支援のための事由

【社会的な事由】疾病、事故、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加等の社会的事由

ご利用にあたって

利用料
無料

利用については、事前面談での登録が必要です。

月10日、1年間240時間以内まで利用できます。

年間を通しての継続的な利用はできません（ただし、母子・父子家庭の残業は除きます）

年末年始及び事務局の休館日は、連絡調整・安全配慮の面から派遣はしていません。

お問い合わせ先

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

☎044-733-1166

支援の流れ

利用者

ひとり親家庭等日常生活支援事業
登録者

事務局

川崎市母子
父子

福祉センター

支援員

ひとり親家庭等日常生活支援事業
家庭生活支援員

① 支援依頼申込み

② 支援依頼・派遣調整

③ 支援員の紹介

④ 紹介の支援員へ電話連絡を入れ派遣内容について打ち合せ

⑤ 支援活動実施

⑥ 依頼書を事務局へ提出

⑥ 報告書を事務局へ

⑦ 派遣費の支払い